

平成27年12月1日開会

平成27年12月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成27年度徳島県一般会計補正予算（第3号）	1頁
第 2 号	平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	5
第 3 号	徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について	7
第 4 号	徳島県奨学金返還支援基金条例の制定について	9
第 5 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について	11
第 6 号	徳島県行政不服審査会設置条例の制定について	13
第 7 号	徳島県税条例の一部改正について	15
第 8 号	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の制定について	23
第 9 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	35
第 10 号	徳島県がん対策推進条例の一部改正について	39
第 11 号	徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の廃止について	41
第 12 号	徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の廃止について	43
第 13 号	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の制定について	45
第 14 号	徳島県道路整備利用促進基金条例の一部改正について	55
第 15 号	徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	57
第 16 号	平成27年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について	59
第 17 号	徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約の変更請負契約について	63
第 18 号	動産の取得について	65
第 19 号	当せん金付証票の発売について	67
第 20 号	徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について	69

第 21 号	徳島県立男女共同参画交流センター（ホール，研修室等を利用に供する業務等）の指定管理者の指定について	71頁
第 22 号	徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の指定管理者の指定について	73
第 23 号	徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について	75
第 24 号	徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について	77
第 25 号	徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について	79
第 26 号	徳島県立産業観光交流センターの指定管理者の指定について	81
第 27 号	徳島県立あすたむらんど徳島の指定管理者の指定について	83
第 28 号	徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について	85
第 29 号	旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について	87
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	89
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	91
報告第 3 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	93
補正予算説明		
1	平成27年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書	97
(1)	歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書	97
1	総括	97
2	歳入	101
3	歳出	111
(2)	補正予算（第3号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	123
(3)	補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	127
2	平成27年度徳島県特別会計補正予算説明書	129

- (1) 補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書129

第 1 号

平成27年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

平成27年度徳島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,695,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,477,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年12月1日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 58,497,105	千円 366,666	千円 58,863,771
	1 国庫負担金	32,050,714	366,666	32,417,380
11 寄附金		104,050	20,000	124,050
	1 寄附金	104,050	20,000	124,050
12 繰入金		93,098,925	594,264	93,693,189

	2 基金繰入金	30,916,639	594,264	31,510,903
13 繰越金		6,688,867	545,294	7,234,161
	1 繰越金	6,688,867	545,294	7,234,161
15 県債		54,951,000	169,000	55,120,000
	1 県債	54,951,000	169,000	55,120,000
歳入合計		489,782,595	1,695,224	491,477,819

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 30,926,473	千円 364,160	千円 31,290,633
	2 企画費	2,792,422	200,000	2,992,422
	6 防災費	4,750,143	164,160	4,914,303
4 衛生費		28,819,138	664,264	29,483,402
	4 医薬費	10,190,755	664,264	10,855,019
6 農林水産業費		29,628,785	69,800	29,698,585
	4 農地費	10,325,426	11,500	10,336,926
	5 林業費	10,382,262	36,300	10,418,562

	6 水産業費	2,316,307	22,000	2,338,307
7 商工費		64,135,073	2,000	64,137,073
	1 商業費	58,764,716	2,000	58,766,716
8 土木費		46,466,684	595,000	47,061,684
	2 道路橋りょう費	20,753,228	100,000	20,853,228
	3 河川海岸費	13,551,649	495,000	14,046,649
歳出合計		489,782,595	1,695,224	491,477,819

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立南部防災館の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成30年度	36,995千円
奨学金返還支援費に係る補助金	自 平成27年度 至 平成45年度	200,000千円
徳島県立男女共同参画交流センター（ホール、研修室等を利用に供する業務等）の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	143,775千円
徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	28,003千円
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	699,870千円
徳島県立文学書道館の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	849,900千円

徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	1,975,512千円
徳島県立産業観光交流センターの管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	1,395,000千円
徳島県立あすたむらんの管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	3,329,667千円
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成30年度	170,467千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
防 災 事 業	千円 2,889,000	千円 3,053,000
林 業 治 山 事 業	2,141,000	2,146,000
計	54,951,000	55,120,000

第 2 号

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成27年12月1日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
旧吉野川流域下水道の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成30年度	645,926千円

第三号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第五号中「又は第三十二条」を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十八条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食品表示法第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準が定められたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県奨学金返還支援基金条例の制定について

徳島県奨学金返還支援基金条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金返還支援基金条例

(設置)

第一条 大学生等の県内における就業を促進し、本県産業を担う人材の確保を図るために実施する奨学金の返還の支援に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大学生等の県内における就業を促進し、本県産業を担う人材の確保を図るために実施する奨学金の返還の支援に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県奨学金返還支援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲等)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務
- 二 別表の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務
- 2 県の執行機関は、前項第一号に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例又は規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二号及び第二項ただし書並びに別表の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定

の施行の日から施行する。

別表（第二案関係）

執行機関	事務
一 知事	外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
五 教育委員会	県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
七 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに鑑み、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報の利用に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県行政不服審査会設置条例の制定について

徳島県行政不服審査会設置条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政不服審査会設置条例

(設置)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項の規定に基づき機関として、徳島県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第七条 第三条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

提案理由

行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、徳島県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の七に次の一項を加える。

- 2 法第三十七条の二第一項第四号の条例で定める寄附金は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、別に条例で定める控除対象特定非営利活動法人（法第三十七条の二第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。）に対する寄附金とする。

第二十条の十六第一項第三号を次のように改める。

三 特定非営利活動法人

第二十条の十六の四第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 利子等の支払又はその取扱いをする者の名称、所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）

第二十条の十六の四第二項中「前項の営業所等につき同項第一号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第二十条の十九の二第一項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改める。

第二十条の二十四第一項第一号中「及び住所」を「住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第二十條の二十九の二第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第二十條の三十第一項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第六項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地。次項において同じ。）」に改め、同条第七項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改め、同条第八項第一号及び第九項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十條の三十一第二項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の五條を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入）

第六條の二 知事は、法第十五條第三項に規定する徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同条第五項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 知事は、法第十五條第三項又は第五項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、同項の規定により定めた分割納付の各納付期限若しくは各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第六條の三 法第十五條の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 納税義務者又は特別徴収義務者の氏名又は名称、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は同条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - 三 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
 - 四 徴収の猶予を受けようとする期間
 - 五 分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入するかどうか（分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入する場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。）
 - 六 徴収の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - 七 その他知事が必要と認める事項
- 2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 三 徴収の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - 四 徴収の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項
 - 三 その他知事が必要と認める事項
- 4 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 第二項第二号から第四号までに掲げる書類
 - 二 その他知事が必要と認める書類

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- 二 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- 三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- 四 第一項第一号及び第六号に掲げる事項
- 五 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 六 その他知事が必要と認める事項

6 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第二項第二号に掲げる書類
- 二 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

7 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号及び前項第三号に掲げる書類とする。

8 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第六条の四 第六条の二の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第二項に規定する職権による換価の猶予(以下この章において「職権による換価の猶予」という。)又は職権による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第十五条の五の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 前条第二項第二号に掲げる書類
- 二 職権による換価の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 三 職権による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行

令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 法第十五条の五の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前条第二項第二号に掲げる書類

二 職権による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 職権による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

五 その他知事が必要と認める書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第六条の五 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 第六条の二の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の六第三項に規定する申請による換価の猶予(以下この章において「申請による換価の猶予」という。)又は申請による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条の三第一項第一号に掲げる事項

二 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

三 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

四 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額

五 申請による換価の猶予を受けようとする期間

六 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

七 申請による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)

その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

八 その他知事が必要と認める事項

4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第六条の三第二項第二号に掲げる書類

二 申請による換価の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 申請による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 その他知事が必要と認める書類

5 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条の三第一項第一号に掲げる事項

二 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額

三 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

四 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

五 第三項第六号に掲げる事項

六 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

七 その他知事が必要と認める事項

6 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第六条の三第二項第二号に掲げる書類

二 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 その他知事が必要と認める書類

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第六条の六 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十条の十四第二項の表の第一号イ中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第二十条の十六の四第一項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）」を「法人番号」に改める。

第二十条の二十四第一項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を「個人番号」に改める。

第三条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第一項及び第二項並びに第二十条の十八第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第五項から第七項までの規定 平成二十八年四月一日

二 第三条及び附則第八項の規定 平成二十九年四月一日

(個人番号又は法人番号に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の十六の四の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる届出について適用する。

3 新条例第二十条の十九の二第一項及び第二項並びに第二十条の三十一第二項の規定は、施行日以後に行われる申請について適用する。

4 新条例第二十条の二十四第一項、第二十条の二十九の二第一項並びに第二十条の三十第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定は、施行日以後に行われる申告について適用する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

5 第二条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「二十八年改正条例」という。）第六条の二、第六条の三及び第六条の六（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十

五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年四月一日以後に申請される同条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

6 二十八年改正条例第六条の四及び第六条の六(新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年四月一日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

7 二十八年改正条例第六条の五及び第六条の六(新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年四月一日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(法人の事業税に関する経過措置)

8 第三条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十七第一項及び第二項並びに第二十条の十八第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の制定について

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人の県民税に関する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号の規定による控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法第三十七条の二第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

2 この条例において「指定」とは、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

(指定の申出)

第三条 地方税法第三十七条の二第三項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 設立の年月日
- 三 事業の概要
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号から第八号までに掲げる書類については、法

の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第六条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - 四 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（法第二十七条第三号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録
 - 五 実績判定期間において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての実績判定期間内の日を含む各事業年度における報酬の有無を記載した名簿
 - 六 実績判定期間内の日を含む各事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - 七 役員名簿（法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）
 - 八 定款等（法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。以下同じ。）
- 3 前項の「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人又は第二十一条第一項一号に該当し、指定を取り消された特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。
- （指定のために必要な手続を行う基準等）

第四条 知事は、前条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- 一 県内に主たる事務所を有していること。
- 二 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（①に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（②に掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあつては、②及び③に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が十分の一以上であること。
 - (1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法

人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

- (2) 受け入れた寄附金の額の総額(第六号二において「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
- (3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第四号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかなものに限る。以下このロにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が千円以上である場合の当該同一の者をいい、当該特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下この(1)において同じ。)の数(当該事業年度において個人である寄附者と生計を一にする他の寄附者がいる場合には、当該寄附者と当該他の寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が三十以上であること。
- (2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が十円以上である場合の当該同一の者をいい、当該特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。)からの寄附金の額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が十五万円以上であること。

二 特定非営利活動(法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

- イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、特定非営利活動に報酬その他の対価を受けないで参加した個人(氏名及び住所が明らかなもの)に限り、当該特定非営利活動法人の社員その他の構成員であるものを除く。)の延べ人数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。
- ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、当該特定非営利活動法人が広く県民等を対象として開催した特定非営利活動に係る催しの回数(回数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が三以上であること。
- ハ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数(回数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が一以上であること。

四 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。

- イ 会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）
- ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
 - (1) 会員等
 - (2) 特定の団体の構成員
 - (3) 特定の職域に属する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

五 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の数に占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
 - (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭に使途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

六 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和三十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下この(3)において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えていないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

七 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等（法第二十八条第一項の事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類及び同条第四項の書類

八 法第二十九条の規定により事業報告書等を提出していること。

九 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

十 前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

十一 実績判定期間において、第一号、第五号、第六号イ及びロ並びに第七号から第九号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第七号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の指定の申出をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第二号イに規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

3 知事は、第一項の規定により指定のために必要な手続を行うに当たつて、必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会の意見を聴くことができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第五条 前二条に定めるもののほか、第三条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人であつて、当該提出した日の属する事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第六条 第四条の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定のために必要な手続を行わないものとする。

一 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 控除対象特定非営利活動法人が第二十一条第一項第二号、第三号若しくは第六号又は第二項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から五年を経過しないもの

ロ 徳島県暴力団排除条例（平成二十二年徳島県条例第四十号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法第四十七条第一号イからニまでに掲げる者

二 第二十一条第一項第二号、第三号若しくは第六号又は第二項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が条例又は条例に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 法第四十七条第二号から第六号までに掲げるもの

（指定の通知等）

第七条 知事は、指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないこととしたとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第二条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

（名称等の使用制限）

第八条 控除対象特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（指定の有効期間及びその更新）

第九条 指定の有効期間は、当該指定の効力を生じた日から起算して五年とする。

2 指定の有効期間の満了後引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする控除対象特定非営利活動法人は、次に掲げる基準に適合していることについて、知事の確認を受けなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる基準（同項第五号ロ、第八号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）に適合していること。

二 第六条各号（第二号を除く。）のいずれにも該当していないこと。

- 3 前項の確認を受けようとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下この項及び第二十一条第一項において「申出期間」という。）内に、知事に対し、申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。
- 4 知事は、前項の申出を受けた場合においては、当該申出をした控除対象特定非営利活動法人が第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、同項各号に掲げる基準に適合することを確認したときは、指定の有効期間の更新をするものとする。
- 5 知事は、前項に規定する場合において、第三項の申出をした控除対象特定非営利活動法人が第二項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。
- 6 知事は、第四項の有効期間の更新をしたときはその旨を、同項の有効期間の更新をしないときは指定の取消しのために必要な手続を行う旨及びその理由を、第三項の申出をした控除対象特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。
- 7 第四項の有効期間の更新をしたときは、当該更新された有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年とする。
- 8 知事は、第四項に規定する場合において、必要があると認めるときは、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会の意見を聴くことができる。
- 9 第三条、第四条第二項及び第五条の規定は、第三項の規定による申出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧）

第十条 控除対象特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたとき、その役員の名若しくは住所若しくは居所に変更があつたとき、又は定款の変更（名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものを除く。）をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出の内容が、その役員の名又は住所若しくは居所の変更に係るものにあつては法第二十三条第一項の規定による知事への届出をもつて、定款の変更に係るものにあつては法第二十五条第三項の規定による知事への認証の申請又は同条第六項の規定による知事への届出をもつて、前項の規定による届出に代えることができる。
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを県内の事務所において閲覧させなければならない。

（名称等の変更の届出等）

第十一条 控除対象特定非営利活動法人は、名称又は主たる事務所の所在地に変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出（次項の規定により当該届出に代える申請又は届出を含む。第十四条において同じ。）があつた場合は、指定の変更のため

に必要な手続を行うものとする。

- 3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出の内容が、名称の変更に係るものにあつては法第二十五条第三項の規定による知事への認証の申請をもつて、県内の事務所の所在地の変更に係るものにあつては同条第六項の規定による知事への届出をもつて、第一項の規定による届出に代えることができる。
(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧)

第十二条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を、規則で定めるところにより、指定の効力を生じた日から起算して五年間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類にあつてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類にあつては翌々事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。
- 一 前事業年度の寄附者名簿
 - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類

- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- 4 控除対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。）を行うときは、規則で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- 5 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第一号から第四号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを県内の事務所において閲覧させなければならない。
(役員報酬規程等の提出)

第十三条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項及び次条において「役員報酬規程等」という。）及び事業報告書等（法第二十九条の規定により事業報告書等を知事に対して提出している場合にあつては、役員報酬規程等）を知事に提出しなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に（災害に対する援助その

他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく、前条第三項又は第四項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第十四条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第一項（第九条第九項において準用する場合を含む。）の申出書、第三条第二項第二号から第六号まで（これらの規定を第九条第九項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、役員名簿若しくは定款等又は第十一条第一項の規定による届出に係る書類、事業報告書等、役員報酬規程等、第十二条第三項の書類若しくは同条第四項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(特定非営利活動に関する情報の公開)

第十五条 控除対象特定非営利活動法人は、第四条第一項第三号に該当する事業活動に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により積極的に公開しなければならない。

(解散の届出)

第十六条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第三十一条第二項の規定による知事の認定を受けている場合若しくは同条第四項の規定による知事への届出をした場合又は当該控除対象特定非営利活動法人が次条第一項に規定する合併により解散した場合は、この限りでない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第十七条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第三十四条第三項の認証の申請をするとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立する特定非営利活動法人が次項において準用する第四条第一項各号（第十号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 第三条第二項及び第三項、第四条（第一項第十号を除く。）、第六条、第七条、第十一条第二項並びに第十二条第一項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第十八条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第四項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、知事は、第一項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第二項又は前項の規定は、第一項の規定による検査をする職員が、当該検査により第二項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について、第一項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第二項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 7 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第十九条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第二十一条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令を書面により行うよう努めなければならない。
- 5 知事は、第三項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表するものとする。

（その他の事業の停止）

第二十条 知事は、法第五条第一項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う控除対象特定非営利活動法人につき、同条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該控除対象特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第二十一条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- 一 第四条第一項第一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。
 - 三 偽りその他不正の手段により指定又は第九条第四項の有効期間の更新を受けたとき。
 - 四 申出期間内に、第九条第三項の申出をしなかったとき。
 - 五 第十七条第一項の届出があつた場合であつて、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立する特定非営利活動法人が同条第三項において準用する第四条第一項各号(第十号を除く。)に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。
 - 六 正当な理由がなく、第十九条第三項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
 - 七 控除対象特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があつたとき。
 - 八 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)
- 2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。
- 一 法第二十九条の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。
 - 二 第四条第一項第五号、第六号イ若しくはロ又は第九号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 正当な理由がないのに、第十条第三項又は第十二条第五項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
 - 四 第十条第一項、第十一条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 五 第十二条第一項(第十七条第三項において準用する場合を含む。)又は第二項から第四項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 六 第十三条の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。
 - 七 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
- 3 知事は、前二項の規定により指定の取消しのために必要な手続を行うに当たつて、必要と認めるときは、あらかじめ、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会の意見を聴くことができる。
- 4 知事は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。
- 5 知事は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

(審査会)

第二十二條 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、指定の手續等に関する重要事項の調査審議を行わせるため、知事の附屬機関として、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力依頼)

第二十三條 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第二十四條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

提案理由

個人の県民税の税額控除の対象とする寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、地域において活動する特定非営利活動法人を支援するため、控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（手数料の納付の特例）

第四条 別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。

別表の二十二の項から二十六の項までを次のように改める。

二十二 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十一条第八項 又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供	次に掲げる額を合算した額 イ がん登録等の推進に関する法律第二十一条第八項の規定による都道府県がん情報の提供並びに同条第九項の規定による都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報（同法第二条第十項に規定する特定匿名化情報又は同法第二十二條第三項の規定により匿名化を行った情報をいう。以下この項におい
---	--

二十三から二十六まで 削除

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 (第四条関係)

事 務	納 付 を 受 け る 者
-----	---------------

て同じ。)である場合にあつては、その提供)に要する時間一時間までごとに五千八百円

ロ 都道府県がん情報又は匿名化情報(がん登録等の推進に関する法律第二十一条第九項の規定により都道府県がん情報の匿名化を行った情報及び特定匿名化情報をいう。以下この項において同じ。)の提供に関する次の(1)又は(2)に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に記録したものの交付 一枚につき百円

(2) 光ディスク(日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に記録したものの交付 一枚につき百二十円

ハ 都道府県がん情報又は匿名化情報を記録したロの(1)又は(2)に規定する光ディスクの送付に要する費用の額(情報の提供を受ける者が当該光ディスクの送付を求める場合に限る。)

別表第一の二十二の項の事務

がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項第二号の規定により知事の権限及び事務の委任を受けた者

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

提案理由

がん登録等の推進に関する法律が制定されたことに鑑み、本県におけるがん情報等をがんに係る調査研究を行う者に対して提供する事務に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県がん対策推進条例の一部改正について

徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県がん対策推進条例（平成二十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「すべて」を「全て」に、「がん診療連携拠点病院」を「がん診療連携拠点病院等」に、「及び地域がん診療連携拠点病院」を「地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院」に改める。

第九条の見出しを「(がん登録等の推進)」に改め、同条第一項を次のように改める。

県は、がん対策の充実及びがん医療の質の向上に資するよう、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）及びがん登録により得られた情報の活用の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第九条第二項中「地域がん登録」を「県は、前項の施策」に、「登録された」を「がん登録により得られた」に改める。

第十条中「がん診療連携拠点病院」を「がん診療連携拠点病院等」に、「医療機関等」を「医療機関」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

がん登録等の推進に関する法律が制定され、全国がん登録が実施されることに鑑み、がん登録等の推進について定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の廃止について

徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例

徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象事業が終了したことに伴い、徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の廃止について

徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例

徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護職員処遇改善等臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の制定について

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 障がいのある人の権利の擁護

第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止（第八条・第九条）

第二節 差別等に関する相談体制（第十条―第十二条）

第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み（第十三条―第十八条）

第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援（第十九条―第二十三条）

第二節 障がいのある人の移動に対する支援（第二十四条―第二十六条）

第三節 自立及び社会参加（第二十七条―第三十四条）

第四章 県民理解の促進（第三十五条―第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条・第四十条）

附則

本県においては、障がいのある人が、いきいきと安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等を充実させるとともに、意欲を持って働く機会の創出など、

様々な取組を積み重ねてきた。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立、障害者の権利に関する条約の批准など、障がいのある人の権利を擁護する意識が高まる中、これまでの取組を更に発展させるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには、障がいの特性に応じた適切な情報の取得及び利用、意思疎通並びに移動のための手段の確保などを通じ、障がいのある人が自立して社会参加し、及び自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現が求められている。

特に、障がいのある人が、その多様な障がいの特性に応じ、自らの可能性を最大限に発揮し、地域における社会貢献活動をはじめとした活躍の場を広げていくことが共生社会の実現のために必要である。

そして、障がいの有無にかかわらず全ての人が、自らの地域に住み、働き、学び、自立し、互いの立場を尊重し合いながら支え合うことができる社会の実現は、地域社会の活力を取り戻すことにつながるものである。

ここに、私たちは、障がいのある人の権利を擁護するための取組を推進するとともに、障がいのある人もない人も、支え合いながら、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 情報の取得及び意思疎通 障がいのある人が、必要とする情報を自由に取得し、及び利用し、並びに自らの意思を表明し、他人の意思を受領し、及び他人との意思疎通を行うことをいう。

(基本理念)

第三条 第一条に規定する障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組に係る施策（以下「障

がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策」という。)は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- 二 障がいを理由とする差別の解消は、差別が障がいのない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障がいのある人となない人が学び合い協力していくことを旨として行われなければならないこと。
- 三 障がいのある人が、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 四 情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人となない人の双方が、その利益を享受する主体であることを旨として行うこと。
- 五 全ての障がいのある人が、社会を構成する一員として、自らの意思によつて社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、障がいのある人もない人も、互いに支え合い安心して暮らせることを旨として行うこと。
- 六 障がいのある人の自立及び社会参加の促進は、就労支援、雇用促進、スポーツ及び文化芸術の振興その他の障がいのある人の福祉の向上に関する施策との有機的な連携が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、並びに実施するものとする。

(市町村等との連携)

第五条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市町村、県民又は事業者(商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。)と協力し、及び連携して取り組むものとする。

(県民の協力)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、県が実施する障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障がいのある人の権利の擁護

第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止

(差別等の禁止)

第八条 全ての県民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為（以下「差別等」という。）をしてはならない。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第九条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第二節 差別等に関する相談体制

（差別等及び合理的配慮に関する相談）

第十条 全ての県民は、県に対し、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- 2 県は、特定相談があつたときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 1 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - 1 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - 2 関係行政機関への通知その他特定相談の処理のために必要な事務を行うこと。

（専門相談員の配置）

第十一条 知事は、前条第二項及び次項に規定する業務を行わせるため、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して専門的な識見を有する者のうちから、相談員（以下「専門相談員」という。）を委嘱することができる。

- 2 専門相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 1 相談のあつた事例の調査及び研究
 - 1 第十四条第二項の調査
 - 2 前二号に付随する業務
- 3 専門相談員は、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。
- 4 専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（身体障害者相談員等との連携）

第十二条 次に掲げる者は、特定相談があつたときは、県又は専門相談員に対し、第十条第二項に掲げる業務その他必要な措置を求めることができる。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員
- 三 前二号に掲げる者のほか、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して識見を有し、障がいのある人から相談を受けている者

第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み

（助言又はあつせんの求め）

第十三条 差別等を受けた障がいのある人又は障がいのある人が差別等を受けたと思われる事案を発見した者は、知事に対し、当該差別等に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のための助言又はあつせんに求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による求めは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

（事実の調査）

第十四条 知事は、前条第一項の規定による求めがあつたときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、専門相談員に、前項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 第一項の規定による調査を行う職員又は前項の規定による調査を行う専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（助言又はあつせん）

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による求めがあつた場合において、対象事案の解決のために必要があると認めるときは、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会に対し、助言又はあつせんに求めるものとする。

- 2 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、対象事案を解決するため、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、当該対象事案の性質上助言又はあつせんをすることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
- 3 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

（勧告）

第十六条 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前条第四項の規定によるあつせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者に対し、必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 知事は、前条第三項の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第十七条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対して、その旨を通知し、その者又はその者の代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

(徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会)

第十八条 対象事案の解決のための助言又はあつせんについて調査審議するため、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、障がいのある人、障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者及び福祉、医療、経済、教育、法律その他差別等に関して学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

(情報の取得及び意思疎通における障壁の除去)

第十九条 県は、障がいのある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の支援を行う場合においては、障がいの特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障がいの特性に配慮して行うものとする。

3 県は、第一項の支援を行う場合においては、障がい福祉に関して専門的な識見を有する機関と連携して、最新の知見に基づき行うよう努めるものとする。

(障がいのある人に配慮した情報発信等)

第二十条 県は、障がいのある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障がいのある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(意思疎通等の手段の普及)

第二十一条 県は、県民及び事業者において、点字、音声、字幕、文字表示、わかりやすい表現、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にする機器をいう。）その他の障がいのある人にとって利用しやすい方法により、障がいの特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、手話が言語であるとの認識に基づき、県民及び事業者において手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を行うものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第二十二条 県は、市町村と連携して、点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者（以下「意思疎通支援者」という。）の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。

3 県は、市町村と連携して、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

(災害時等の情報の確保)

第二十三条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態（以下「災害時等」という。）の場合において、障がいのある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。

2 県は、災害時等における障がいのある人の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。

第二節 障がいのある人の移動に対する支援

(移動手段の確保の必要性)

第二十四条 県は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活のために必要となる安全かつ快適に利用できる公共交通機関その他の交通手段が提供され

ることの重要性について、関係機関及び県民の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(身体障害者補助犬)

第二十五条 県は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。)の支援を必要とする障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を行うとともに、身体障害者補助犬の果たす役割の重要性について県民の理解を深めるための啓発を行うものとする。

(障がいのある人の交通安全等)

第二十六条 県民及び事業者は、身体障がい者用の車椅子で通行している人、白色又は黄色のつえを持った人、身体障害者補助犬を連れた人その他の安全に配慮が必要と認められる障がいのある人が通行又は歩行している場合においては、その通行又は歩行を妨げないようにするとともに、その安全が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 県民及び事業者は、障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第九号に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。)を運転する場合において、当該自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音を発する装置(自動車の後退時に音を発する装置を含む。)が搭載されているときは、当該装置を用いなければならない。

第三節 自立及び社会参加

(障がい者スポーツの振興)

第二十七条 県は、スポーツを通じて、障がいのある人が心身の健康を保持増進し、体力及び運動能力を向上させるとともに、スポーツ活動(スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営にかかわる活動をいう。以下同じ。)により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツ(以下「障がい者スポーツ」という。)の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに参加する機会の提供等)

第二十八条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様なスポーツ活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者その他障がい者スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第二十九条 県は、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障がい者スポーツの選手を育成するため、障がい者スポーツにおける競技水準の向上に努めるものとする。

(文化芸術活動の振興)

第三十条 県は、障がいのある人の創造性や豊かな感性を育み、表現力を高めるとともに、障がいのある人の自主的な文化芸術に関する活動(以下「文化芸術

活動」という。)により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができる文化芸術活動の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動に参加する機会の提供等)

第三十一条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がいのある人の文化芸術作品の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の障がいのある人が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の発展)

第三十二条 県は、障がいのある人の文化芸術活動の発展に資するよう、民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組の促進その他の障がいのある人の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における活躍の場の充実)

第三十三条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加により地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労等への支援)

第三十四条 県は、障がいのある人の地域における活躍の場が増えるよう、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(平成二十四年法律第五十号)第二条第四項に規定する障害者就労施設等その他関係団体と連携し、障がいのある人が就労その他の生産活動により供給する物品又は役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 県民理解の促進

(広報及び啓発の推進)

第三十五条 県は、基本理念に関する県民の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策が効果的に実施されるよう、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

(障がいのある人とない人の交流の推進)

第三十六条 県は、スポーツ活動、文化芸術活動その他の活動を通じて障がいのある人とない人が交流することのできる機会を積極的に提供し、その相互理解の増進を図るものとする。

2 県は、障がいのある生徒、児童及び幼児と障がいのない生徒、児童及び幼児との共同学習その他の交流を積極的に推進し、また、その保護者の共同学習その他の交流に対する理解を深めることにより、その相互理解の増進を図るものとする。

(県民等の活動の促進)

第三十七条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がいについて理解を深める活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第三十八条 知事は、地域の活性化に資する活動その他の社会活動において顕著な功績があると認められる障がいのある人に対して、顕彰を行うものとする。

第五章 雑則

(規則への委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第四十条 第十一条第四項又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十一条第一項の規定による専門相談員の業務の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(調整規定)

3 この条例の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十二条第二項の規定の適用については、同項中「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)」とする。

提案理由

障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県道路整備利用促進基金条例の一部改正について

徳島県道路整備利用促進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県道路整備利用促進基金条例の一部を改正する条例

徳島県道路整備利用促進基金条例（平成二十六年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県交通網整備利用促進基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 本県の交通網の整備、利用の促進その他交通網の強化を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県交通網整備利用促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

第六条を次のように改める。

（処分）

第六条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

- 一 高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）及びこれと一体となつて本県の幹線道路網を構成する道路の整備に関する事業の財源に充てる場合
- 二 本県の交通網を構成する交通施設及び輸送サービスの利用の促進に関する事業の財源に充てる場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、本県の交通網の強化を図るために実施する事業であつて知事が特に必要と認めるものの財源に充てる場合

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の徳島県道路整備利用促進基金条例による徳島県道路整備利用促進基金は、改正後の徳島県交通網整備利用促進基金条例による徳島県交通網整備利用促進基金とみなす。

提案理由

本県の交通網の更なる強化を図るため、徳島県道路整備利用促進基金について、本県の交通網を構成する道路以外の交通施設及び輸送サービスの利用の促進に関する事業に要する経費にも充てることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 小売電気事業等 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号の小売電気事業、同項第八号の一般送配電事業又は同項第十二号の特定送配電事業をいう。

第三条第一項中「その電気を一般電気事業者に供給する」を「小売電気事業等の用に供するための電気を発電する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

電気事業法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

平成27年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について

平成27年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
総合情報通信ネットワークシステム整備事業	徳 島 市	端末局整備事業	21,286,680 ^円	10,643,340 ^円	1/2	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴 門 市	端末局整備事業	19,754,182	9,877,091	1/2	
	小 松 島 市	端末局整備事業	17,925,628	8,962,814	1/2	
	阿 南 市	端末局整備事業	30,602,198	15,301,099	1/2	
	吉 野 川 市	端末局整備事業	25,424,216	12,712,108	1/2	
	阿 波 市	端末局整備事業	23,308,406	11,654,203	1/2	
	美 馬 市	端末局整備事業	38,001,104	19,000,552	1/2	
	三 好 市	端末局整備事業	26,329,422	13,164,711	1/2	
	勝 浦 町	端末局整備事業	16,817,026	8,408,513	1/2	

	上 勝 町	端末局整備事業	16,673,336	8,336,668	1/2	
	佐那河内村	端末局整備事業	14,928,836	7,464,418	1/2	
	石 井 町	端末局整備事業	26,395,224	13,197,612	1/2	
	神 山 町	端末局整備事業	21,075,530	10,537,765	1/2	
	那 賀 町	端末局整備事業	29,760,216	14,880,108	1/2	
	牟 岐 町	端末局整備事業	19,738,599	10,796,976	1/2・10/10	
	美 波 町	端末局整備事業	20,991,358	10,495,679	1/2	
	海 陽 町	端末局整備事業	23,077,618	11,538,809	1/2	
	松 茂 町	端末局整備事業	20,289,988	10,144,994	1/2	
	北 島 町	端末局整備事業	21,809,212	10,904,606	1/2	
	藍 住 町	端末局整備事業	22,599,668	11,299,834	1/2	
	板 野 町	端末局整備事業	23,664,010	11,832,005	1/2	
	上 板 町	端末局整備事業	22,260,370	11,130,185	1/2	
	つるぎ町	端末局整備事業	24,298,156	12,149,078	1/2	
	東みよし町	端末局整備事業	20,303,552	10,151,776	1/2	

提案理由

平成27年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約の変更請負契約について

平成26年10月21日議決を経た徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「4 契約金額 3,726,000,000円」を「4 契約金額 3,890,160,000円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

動 産 の 取 得 に つ い て

航空消防防災体制を整備するため、次の動産を取得する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|------------|---|---|---|
| 1 | 物 | 件 | 名 | 消防防災ヘリコプター | | | |
| 2 | 取 | 得 | 予 | 定 | 価 | 格 | 2,030,400,000円 |
| 3 | 取 | 得 | の | 相 | 手 | 方 | 兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
川崎重工業株式会社
取締役社長 村山 滋 |

提案理由

動産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，平成28年度中において証票を次のとおり発売することができる。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立南部防災館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 海部郡海陽町大里字上中須128番地
海陽町 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

徳島県立男女共同参画交流センター（ホール，研修室等を利用に供する業務等）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立男女共同参画交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市山城町東浜傍示1番地1
一般財団法人 徳島県観光協会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 22 号

徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立男女共同参画交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南常三島町三丁目31番地の1
株式会社 クラッシー |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県郷土文化会館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
公益財団法人 徳島県文化振興財団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立文学書道館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
公益財団法人 徳島県文化振興財団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県蔵本公園，徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町立岩字四枚61番地
一般財団法人 徳島県スポーツ振興財団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

徳島県立産業観光交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立産業観光交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市山城町東浜傍示1番地1
一般財団法人 徳島県観光協会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

徳島県立あすたむらんの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立あすたむらんど |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南末広町4番54号
株式会社 ネオビエント |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県月見が丘海浜公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市幸町一丁目47番地3
株式会社 スタッフクリエイト |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 29 号

旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 旧吉野川流域下水道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地5
公益財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月1日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡北島町在住 1名	432,720 ^円	平成26年5月21日	徳島市地内	平成27年11月4日
徳島市在住 1名	48,276	平成26年11月19日	徳島市地内	平成27年11月4日
阿南市在住 1名	117,000	平成27年3月12日	海部郡美波町地内	平成27年11月4日
徳島市在住 1名	373,800	平成27年3月31日	徳島市地内	平成27年11月4日
阿南市在住 1名	122,132	平成27年4月3日	徳島市地内	平成27年11月4日
海部郡海陽町在住 1名	136,844	平成27年4月10日	徳島市地内	平成27年11月4日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月1日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
小松島市在住 1名	104,000 ^円	平成27年5月28日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成27年10月29日
徳島市在住 1名	12,000	平成27年6月5日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成27年10月29日
那賀郡那賀町在住 1名	114,000	平成27年7月7日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年10月29日
美馬郡つるぎ町在住 1名	940,000	平成27年8月5日	美馬郡つるぎ町地内 (国道438号)	平成27年10月29日
那賀郡那賀町在住 1名	99,000	平成27年8月20日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年10月29日
三好市在住 1名	89,000	平成27年9月2日	三好市地内 (県道大利辻線)	平成27年10月29日

報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月1日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
那賀郡那賀町所在 1法人	円 194,400	平成27年8月6日	阿南市地内	平成27年11月4日

補 正 予 算 説 明 書

平成27年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	77,000,000	—	77,000,000	—
02 地方消費税清算金	23,701,000	—	23,701,000	—
03 地方譲与税	11,688,000	—	11,688,000	—
04 地方特例交付金	130,000	—	130,000	—
05 地方交付税	140,500,000	—	140,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	1,066,639	—	1,066,639	—
08 使用料及び手数料	5,672,689	—	5,672,689	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	58,497,105	366,666	58,863,771	101
10 財産収入	1,338,139	—	1,338,139	—
11 寄附金	104,050	20,000	124,050	103
12 繰入金	93,098,925	594,264	93,693,189	105
13 繰越金	6,688,867	545,294	7,234,161	107
14 諸収入	15,056,181	—	15,056,181	—
15 県債	54,951,000	169,000	55,120,000	109
歳入合計	489,782,595	1,695,224	491,477,819	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	983,479	—	983,479					—
02 総 務 費	30,926,473	364,160	31,290,633		164,000	20,000	180,160	111
03 民 生 費	60,158,014	—	60,158,014					—
04 衛 生 費	28,819,138	664,264	29,483,402	366,666		114,264	183,334	113
05 労 働 費	6,012,626	—	6,012,626					—
06 農 林 水 産 業 費	29,628,785	69,800	29,698,585		5,000		64,800	115
07 商 工 費	64,135,073	2,000	64,137,073				2,000	119
08 土 木 費	46,466,684	595,000	47,061,684			480,000	115,000	121
09 警 察 費	20,963,518	—	20,963,518					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	84,602,931	—	84,602,931					—
11 災害復旧費	10,243,846	—	10,243,846					—
12 公債費	80,807,348	—	80,807,348					—
13 諸支出金	25,884,680	—	25,884,680					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 545,294	△545,294	—
歳出合計	489,782,595	1,695,224	491,477,819	366,666	169,000	1,159,558	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 衛生費国庫負担金	3,202,657	366,666	3,569,323	02 医 薬 費 金 国 庫 負 担 金	366,666	医療介護提供体制改革推進費 (2/3) 366,666
計	32,050,714	366,666	32,417,380			

(款) 11 寄 附 金

(項) 01 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 総 務 寄 附 金		20,000	20,000	01 企 画 寄 附 金	20,000	企画調整費 20,000
計	104,050	20,000	124,050			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 地域医療介護総合確保基金繰入金	3,581,248	114,264	3,695,512	01 地域医療介護総合確保基金繰入金	114,264	
28 命を守るための大規模災害対策基金繰入金	90,900	480,000	570,900	01 命を守るための大規模災害対策基金繰入金	480,000	
計	30,916,639	594,264	31,510,903			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	6,688,867	545,294	7,234,161	01 繰越金	545,294	
計	6,688,867	545,294	7,234,161			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総 務 債	4,923,000	164,000	5,087,000	02 防 災 費 債	164,000	総合情報通信ネットワークシステム運営費 164,000
04 農 林 水 産 業 債	4,630,000	5,000	4,635,000	02 林 業 費 債	5,000	県単独治山事業費 5,000
計	54,951,000	169,000	55,120,000			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 企画総務費	1,253,970	200,000	1,453,970			寄附金 20,000	180,000	25 積 立 金	200,000	1 企画調整費
										奨学金返還支援基金積立金 200,000
計	2,792,422	200,000	2,992,422			20,000	180,000			

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 防災総務費	4,663,399	164,160	4,827,559		164,000		160	15 工事請負費	164,160	1 総合情報通信ネットワークシステム運営費 164,160
計	4,750,143	164,160	4,914,303		164,000		160			

(款) 04 衛 生 費

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 医 務 費	9,013,544	664,264	9,677,808	366,666		繰入金 114,264	183,334	19 負担金、補助 及び交付金	114,264	1 医療衛生費 664,264
								25 積 立 金	550,000	徳島赤十字病院日帰り手術センター (仮称)等整備支援事業費補助金 114,264
										地域医療介護総合確保基金積立金 550,000
計	10,190,755	664,264	10,855,019	366,666		114,264	183,334			

(款) 06 農林水産業費

(項) 04 農 地 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 土地改良費	2,933,427	11,500	2,944,927				11,500	15 工事請負費	11,500	1 県単独土地改良事業費 11,500
計	10,325,426	11,500	10,336,926				11,500			

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
04 造 林 費	1,291,635	10,000	1,301,635				10,000	19 負担金、補助 及び交付金	10,000	1 県単独林業生産等支援事業費 事業費補助金 10,000
06 治 山 費	2,813,875	26,300	2,840,175		5,000		21,300	09 旅 費 11 需 用 費 12 役 務 費 14 使用料及び 賃借料 15 工事請負費 19 負担金、補助 及び交付金	50 1,050 50 50 19,000 6,100	1 県単独治山事業費 工事費 事業費補助金 事務費 26,300 19,000 6,100 1,200
計	10,382,262	36,300	10,418,562		5,000		31,300			

(項) 06 水産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
07 漁港管理費	105,107	22,000	127,107				22,000	13 委託料	5,000	1 県管理漁港維持補修費 22,000		
								15 工事請負費	17,000			
計	2,316,307	22,000	2,338,307				22,000					

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 中小企業 指 導 費	104,171	2,000	106,171				2,000	13 委 託 料	2,000	1 中小企業総合支援費 2,000
計	58,764,716	2,000	58,766,716				2,000			

(款) 08 土 木 費

(項) 02 道路橋りょう費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 道路維持費	2,652,956	100,000	2,752,956				100,000	11 需用費 13 委託料 15 工事請負費	4,950 50,050 45,000	1 道路維持修繕費 100,000
計	20,753,228	100,000	20,853,228				100,000			

(項) 03 河川海岸費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
02 河川改良費	8,021,159	480,000	8,501,159			繰入金 480,000		11 需用費	22,275	1 河川海岸維持修繕費 450,000 2 河川安全・安心協働推進費 推進費補助金 30,000	
								13 委託料	337,725		
								15 工事請負費	90,000		
								19 負担金、補助 及び交付金	30,000		
03 砂防費	4,562,460	15,000	4,577,460				15,000	11 需用費	742	1 砂防維持修繕費 15,000	
								13 委託料	758		
								15 工事請負費	13,500		
計	13,551,649	495,000	14,046,649			480,000	15,000				

補正予算（第3号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立南部防災館の管理運営協定	千円 36,995		千円	自 平成28年度 至 平成30年度	千円 36,995	千円	千円	千円	千円 36,995
奨学金返還支援費に係る補助金 (平成27年度事業分)	200,000			自 平成27年度 至 平成45年度	200,000			200,000	
徳島県立男女共同参画交流センター (ホール、研修室等を利用に供する業務等)の管理運営協定	143,775			自 平成28年度 至 平成32年度	143,775			19,000	124,775
徳島県立男女共同参画交流センター (子育て支援業務)の管理運営協定	28,003			自 平成28年度 至 平成32年度	28,003				28,003

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	千円 699,870		千円	自 平成28年度 至 平成32年度	千円 699,870	千円	千円	千円	千円 460	千円 699,410
徳島県立文学書道館の管理運営協定	849,900			自 平成28年度 至 平成32年度	849,900				19,905	829,995
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	1,975,512			自 平成28年度 至 平成32年度	1,975,512				16,890	1,958,622
徳島県立産業観光交流センターの管理 運営協定	1,395,000			自 平成28年度 至 平成32年度	1,395,000				715,382	679,618
徳島県立あすたむらんど の管理運営協 定	3,329,667			自 平成28年度 至 平成32年度	3,329,667				395,694	2,933,973

徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協 定	170,467			自 平成28年度 至 平成30年度	170,467				170,467

補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 548,143,106	千円 34,686,000	千円 169,000	千円 34,855,000	千円 49,417,728	千円 -	千円 49,417,728	千円 533,411,378	千円 169,000	千円 533,580,378
(2) 農 林 水 産	74,164,429	5,918,000	5,000	5,923,000	9,122,030	-	9,122,030	70,960,399	5,000	70,965,399
(9) 総 務	52,873,065	5,478,000	164,000	5,642,000	3,043,445	-	3,043,445	55,307,620	164,000	55,471,620
合 計	883,095,959	63,496,000	169,000	63,665,000	67,518,000	-	67,518,000	879,073,959	169,000	879,242,959

平成27年度徳島県特別会計補正予算説明書

補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出に係る分)

区 分	事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
流域下水道 事業特別会計	旧吉野川流域下水道の管理運営 協定	千円 645,926		千円	自 平成28年度 至 平成30年度	千円 645,926	千円	千円	千円	千円

